



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>

念願の「過労死防止法」成立！

署名 550,137 筆

120 の自治体が意見書採択



(写真右上 法案可決を伝えるNHKニュース、中央 成立後の記者会見で喜びを語る家族の会と弁護士団、左 成立を見届けた鈴木美穂さん)

目次

働き過ぎが原因で亡くなることを防ぐ対策を国の責務と定めた過労死等防止対策推進法（過労死防止法）が、5月27日の衆議院本会議での採決に続き6月20日の参議院本会議でも全会一致で可決、成立した。超党派による議員立法で、今後、半年以内に施工される運びとなった。（愛知から衆院は鈴木美・荒木・榊原、参院は内野の4氏が傍聴した）

過労死防止法は国の取るべき対策として毎年、勤労感謝の日がある11月を「過労死等防止啓発月間」と定めるほか ①過労死の実態の調査研究 ②教育、広報など国民への啓発 ③産業医の研修など相談体制の整備 ④民間団体への支援で自治体や事業所には対策に協力することを努力義務としている。

努力義務で留めず、国・自治体・事業主の責務を明確にして実効性をあげたい。

「過労死等防止対策推進法」成立	1
豊川市のパワハラ防止週間	4
加野青果(株)パワハラ自死事件	4
三輪さん冒頭陳述	5
Tさん提訴	6
愛知労働局との懇談	7
うつ病の話 メンタル疾患の知識	8
中央労安学校	10
地下鉄六番町駅バス飛散事故	11
一宮労安教室	12
職場の労安・愛高教	13
裁判日程	14
エッセイ	15
当面の日程	16

「過労死防止」で取組んだ愛知の四半世紀

国際語となった「karousi」を防ごうとこの四半世紀、名古屋過労死を考える家族の会は水野幹男弁護士の呼びかけで 1989 年 3 月全国に先駆けて結成された。愛知健康センターは愛知労働問題研究所から「健康安全部門」を分離して 1991 年 7 月に結成。以来協力共同の立場で、家族を過労死で失う遺族の苦しみをなくそうと運動を展開し、トヨタの田島さんや住友電設鈴木さんなど、過労死の労災認定を支援する取り組みを進めて成果に結びつけてきた。

そうした中で健康センターは「過労死を防ぐために何ができるか」（2006 年）をテーマに行政・遺族・弁護士らを招いてパネルディスカッションを行った。

パワハラ防止に自治体が本腰

豊川市役所内で堀さんのパワハラ自死事件があり、裁判勝利の成果があって豊川市は過労死防止に取り組み、過労死防止法の愛知ローカル版になった。

公務災害基金から名古屋地裁までは認定されなかった公務災害について、高裁控訴以後、家族の会と健康センターが共同で支援する会を立ち上げて有力な証人を探し出すなど運動を盛り上げて認定にこぎ付けた。

国側の上告もあって時間は費やしたが最高裁は上告棄却として名古屋高裁判決が確定し、より鮮明な形で遺族の勝訴となった。

判決を受けて豊川市は市長が謝罪し、再び過労死が起きないように市条例をつくり、事件のあった 5 月を過労死防止パワハラ再発防止期間として取り組むこと。市長は遺族・支援団体・弁護団と毎年意見交換の場をつくり再発防止に努めることが合意され実現している。

愛知にはアイホン永縄事件、トヨタ内野事件、中電藤田事件、ソフトバンク小出事件、心臓機能障がい者小池事件などの地道な取組で労災認定を勝ち取った経緯がある。その大半は労働行政では認められずに裁判所に提訴しての勝訴・認定である。

抜本的な対策が必要

たとえ労災が認められても被災者は帰ってこない。過労死そのものを防ぐ運動が求められている。

しかし、現状では過労死は減っていない。死を免れても精神的な疾病を抱える労働者が後を絶たず、最近では「ブラック企業」で若者が使い捨てにされるといふ、由々しき状況となっている。

比較して論ずれば交通事故死は 197 年代に 16000 人と多くの人命が失われたが、昨年は 5000 人を切って大きな成果を上げて

いる。その背景には法制度の改正と道路整備・モラルの向上が進んだことにある。

ところが労働法制はこの間、企業の儲け本意に改悪されて、労働基準法の健康で安全に働ける 1 日 8 時間、週 40 時間は今や絵に描いた餅となっている。

現実では過重労働や、上司からパワハラを受けるなどで入社 3 ヶ月で自死する事例もあった。



過労死防止制定運動

2011 年 11 月、全国過労死を考える家族の会と過労死弁護団による過労死防止基本法の制定の署名が呼び掛けられた。この運動は国の隅々から過労死ノーの声を 100 万署名という形で国会へ届けて過労死防止法の成立のための世論の盛り上げを図った。その結果全国で 550,137 筆（愛知 36,117 筆）を積み上げた。また、全国 120（愛知 4）の自治体が意見書を採択した。 

「生き生き働ける社会に」

過労死防止法成立 夫の遺影に報告

過労死の防止策を国の責務と定めた過労死等防止対策推進法が20日の参院本会議で、全会一致で可決、成立した。今後、半年以内に施行される。愛知県安城市のパート従業員内野博子さん(44)は、夫健一さん(当時30歳)の遺影を抱きしめ、「ようやくここまで来たよ」とほほ笑んだ。

過労死は、一昨年度まで11年連続1000人を超えており、博子さんは「これくらいが大事」と力を込める。健一さんはトヨタ自動車の工場で、品質検査部門の

班長だった。2002年2月9日午前4時過ぎ、工場が倒れ、亡くなった。好調な業績で残業が続いたうえ、派遣社員教育や、「カイゼン」と呼ばれる業務点

検活動が重なり、亡くなる前1か月間の残業時間は106時間に上っていた。博子さんは健一さんの死亡後、労災を申請し、不認定とされたが、裁判を経て、08年に認定を受けた。

優しく朗らかだった健一さんから笑顔が減ったのは、亡くなる半年ほど前。02年2月には、午前1時までの遅番明けに、さらに残業をして朝方帰宅するようになった。かわいがっていた

た当時3歳の長女や1歳の長男の相手もせずに眠り込んだ。心配する博子さんに「あと少し頑張れば、人が増員される」と話していた。

子どもたちには「お父さんは仕事を頑張り過ぎて亡くなったんだよ」とだけ伝えてきた。社会に出て働くことに不信感を抱かず、夢や希望を持ってほしいからだ。何より健一さんは、トヨタで働くことに、誇りを

持っていた。高校1年に成長した長女亜美さん(16)は将来、小学生の頃から打ち込むダンスの仕事に就きたいという。「周りに働き過ぎの人がいたら声をかけて、みんな楽しく仕事をしたい」と夢を語る。

写真の中の夫と一緒に国会を見守る内野博子さん。「今日が大切なスタート」と語る



署名用紙には請願内容として

- 1 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること
- 2 過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること
- 3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うことの3項目にまとめられている。

署名用紙には父親を過労自死で失った小学校1年生の詩「ぼくの夢」が載っていてドラえもんのようなタイムマシンをつくり父親の亡くなる前の日に行って「仕事に行ったらあかん」という詩に心を打たれた方も多い。

ILO基準を批准させる取り組みを

今回の法制定は大きな一歩ではあるが、すぐ後にホワイトカラーエグゼンプションを安倍政権は経営者側とともに狙っている。これまでの時間管理でなく、成果が出るまで働けと言う内容であり、やがてブルーカラーまで対象が広げられる懸念がある。

今こそILO基準を批准して過労死のない働き方を追求したい。

文責 鈴木 明男

豊川市を見守る会と市長の懇談

事務局員 宮崎 脩一

5月30日〔金〕午後3時から1時間、豊川市を見守る会と山脇市長との二回目の懇談がおこなわれました。これは堀さんの最高裁決定が出た後、山脇市長が毎年、1回は会う約束をしてくれたものです。豊川市を見守る会の代表、岩井弁護士から今年のパワーハラスメント防止週間の内容・安全衛生委員会の内容・その他について質問し、あわせて昨年12月20日に出された豊川市議会の「過労死防止基本法の制定を求める意見書」採択のお礼と同法をめぐる最近の情勢について説明しました。

今年の豊川市は堀照伸さんの命日〔5月27日〕を含む5月19日から6月1日までの2週間とし、①パワハラ防止の基本方針の周知 ②パワハラ・チェックリストの実施 ③職場運営の適切な遵守にとりくみました。

安全衛生委員会では管理職〔係長以上〕の職員研修を6回行い、273名が受講、新規採用職員研修・新任課長を対象に愛知県市町村振興教会研修センターでインターネットラーニングによるパワハラ4コースの研修、パワーハラスメント防止と解決に向けた啓発パンフレットの配布、市のホームページでパワハラ防止に関する市のとりくみについて周知することにとりくんでいます。

豊川市を見守る会から安全衛生委員会の開催回数を増やす努力や労働安全衛生活動への予算の計上、パワハラチェックリストの有効な回収と点検に取り組むこと、公務災害の発生状況や健康診断の結果についてのデーター、パワハラ相談の利用状況などについて、意見と要望を伝えました。友好的な雰囲気でき懇談を終え、来年への健闘をお願いしました。

参加者9名は堀裁判で勝利するに際して、最も大きな役割を果たしてくれた阿部証人が経営するそばやさんを訪れ、おいしい手打ちそばの会席料理をいただき、うまいお酒を飲んで、一年ぶりの交流を暖めました。そばやは、豊川市の魚博物館の近くに 있습니다。皆さんもお立ち寄りください。



証言いただいた阿部さんのそば店前

中央市場・加野青果（株）でのパワハラによる自死事件

過労死家族の会 鈴木 美穂

21歳の娘さんが自死された。2013年の事である。

高校を卒業して入社した青果会社は男性社員48名と女性社員と12名（26.6現在）の規模です。希望をもって働き始めたと思うが、会社には社員教育と言うものが無かったと思える。

新人に対する教育が無い中で、高卒で入った新入社員が続かず、短期間で何人も辞めている。

加野青果はおかしいと思わないのか、何の改善策もとらず、彼女と一緒に入った女性が四か

月で退職した。同級生や他のいじめの対象社員がいなくなってより一層彼女にいじめが集中して来た。

二人の先輩社員は、上司の目が届かない部屋にことあるごとに呼びつけ叱責した。

取締役の女性もいじめを無くす事など何もせず、いじめの材料を提供する有様である。

二人の女性社員は、彼女に対し「馬鹿じゃない?」「いらぬ子」「うっとうしい」「ざまーみろ」等耐え難いほどの言葉を浴びせている。

仕事を教える事はせず、異動の引継ぎも殆どない中、ミスが発生して言う言葉が、「てめえ、この野郎」である。今どきの人が、このような言葉を口にするのだろうか。

高学歴の教育を受けて、何年も務め、結婚もし30代、40代となった女性の言動である。

この言葉の延長だろうか？手を出しそうになって、一人が止めたと言う事があったが、「2.3枚の紙を丸めて、軽く彼女の腕の当たりをポンポンと叩く素振りを見せた事が有るが、当たってはいない」と言っている。

責任は二人の女性と会社にあるが、会社の対応も許せない。会社は市内で、原告も市内、車では30分もかからない。これほどの規模の会

社で、彼女の顔もよく知っており、会話もしているだろうに、社長は通夜も葬儀も、来ていない。遺族の手紙にも返信は無く、真実を知りたい遺族は何度か会社へ足を運び、要請をしている。常務は「何が有ったか、調べて報告します。何も隠す事は有りませんから」と言いながら、箝口令を引いており、「一切何も話すな！」と口止めしている。弁護士からは「営業妨害になるから来ないように、何の要求にも応じない」と連絡がきた。

こんな会社を許す事は出来ない。裁判は始まったが、これからの山場に向けて皆様の応援を宜しくお願い致します。

三輪敏博さんの労災認定を求める裁判始まる 原告(三輪香織さん)から



原告 三輪香織さん

平成26年6月11日初めての裁判が無事終了しました。傍聴して下さった皆様、本当にありがとうございました。

冒頭陳述でつぎの思いを訴えました。

- ① 仕事のストレスでうつ病を発症したが、休みもとらず全力で仕事に従事していたこと。
- ② H23年の東日本大震災後、トヨタカレンダーが(木)(金)休みに変更になったことで生活のリズムが崩れ、混乱状態になったこと。また、その状態で救

急車の防振ベッドの作業の後、プリウスの試作車の応援作業を夜遅くまでやっていたこと。

- ③ 疲労困ぱいし、亡くなる直前は自分で朝起きられなくなっていたが、出勤していたこと。
- ④ 作業着を着て出勤していたため、タイムカード打刻後はすぐ仕事を始めていたこと。また、残業中は食べ物を口にすることもなく、30分あるいは1時間も休憩をとっていなかったこと。
- ⑤ タイムカード打刻後に、事務所で書類を作成するためにサービス残業を40分くらいしていたこと。そのため、亡くなる直前は1か月に100時間を超える時間外労働をしていたこと。
- ⑥ 夫が今生きていれば40歳になり、この春長女の小学校の入学式にも出席しているはずだったこと。突然の死は仕事が原因であり、労災と認めてほしい。

今後ともご支援よろしくお願い致します。

三輪敏博さんの労災認定を支援する会

会 長 猿田正機 (中京大学名誉教授)

事務局長 森下浩平 電話:090-3879-6856

豊田通商相手に損害賠償訴訟提訴

うつ病の逆出向社員、会社の配慮のない転勤により過労自死！

事務局員 鈴木利往

単身赴任先マンションで自死、三田労基署 労災認めず！

2012年8月18日朝、大阪松原市在住のYさんの妻Mさんは胸騒ぎを感じ、新幹線で名古屋市内にあるYさんの単身赴任先マンションに向かいました。名古屋駅近くの派出所で警察官に同行を依頼し、マンションの部屋に入室しましたが、Yさんは既に亡くなっていました。享年46歳でした。

Mさんは、過労による自死と確信し、2013年1月22日、東京都三田労基署へ労災認定請求。三田労基署は、管轄外との理由で豊田通商（株）名古屋本社での勤務状況を精査しないで、2013年7月23日、労災とは認めない決定。理不尽な決定に納得できないMさんは、2013年9月11日、東京労災保険審査官に審査請求。審査官は2014年2月7日審査請求棄却の決定。Mさんは、2014年3月4日、労災保険審査会へ再審査請求しています。

健康状態を把握していながら、無理な転勤を 強要！

2014年6月4日午後、Mさんは、夫Yさんが自殺したのは、うつ病にもかかわらず適切な配慮しない無理な転勤を勧められ、病気が悪化したことが原因として、豊田通商（株）名古屋本社・豊通鉄鋼（株）に対して、賠償を求める訴えを名古屋地方裁判所に起こしました。

Yさんは、豊通鉄鋼販売から豊田通商東京本社へ逆出向させられ、2011年6月ベトナムへ長期出張（単身赴任）。ベトナム出張中にうつ病を発症し9月に帰国。同年11月1日より豊田通商名古屋本社へ転勤。2012年年明け以降多忙になり、同年5月ゴールデンウィーク明けから、週末に大阪自宅に帰宅した時は、Mさんに「仕事が辛い、辞めたい」と度々口に出すようになりました。2012年7月下旬頃、眠れないという状態になり、名

古屋での単身赴任を続けることに限界を感じていました。また、Yさんは心臓の手術のため身体障害者1級認定を受けていたので、健康面に不安があったことから家族と同居できるよう、会社側に勤務地について配慮を求めました。家族全員が大阪に住み、子ども2人が、地元の中高一貫教育の学校に通っていたほか、Mさんも資格を取るため、大学に通っていたことから、大阪での勤務を希望しました。しかし、2012年8月10日、Yさんは、豊通鉄鋼（株）社長から、電話で直接本人に「大阪勤務は認めない。仙台または新潟であれば需要があるから10月から転勤したらどうか？ただし健康面で問題があるから家族同伴が条件である。休暇中に家族と話し合うように」と告げられました。同年8月14日家族で話し合ったが、家族で引っ越しすることが難しいことから、会社を辞めなければならないと言われたような追いつめられた心境になっていました。

8月15日単身赴任先の名古屋市内マンションへ帰るも、自死しました。

ご遺族は、家庭の事情に十分配慮しない無理な転勤を勧められて、うつ病が悪化したことが自殺の原因だったとして、会社側に対し、損害賠償を求める訴えを、名古屋地方裁判所に起こしました。

Mさんは「会社側が夫の健康状態を十分配慮して無理な転勤を勧められなければ、夫は自殺せずに済んだはず。裁判で責任を認めてもらいたい」と記者会見で訴えました。

ご支援をお願い致します。

第1回法廷：2014年7月23日午後

3時名古屋地裁1103号法廷

愛知労働局との懇談会

「ブラック企業」の実態と指導について聞く

事務局員 荒木 照世

6月16日、労働局から5名、健康センターから事務局員14人と理事の岩井弁護士の参加で、4回目の労働局との懇談・要請会が行われました。

今回は、通常国会で「過労死等防止対策推進法」が、3年にわたる過労死を考える家族の会、弁護士、健康センター、労働組合、党派を超えた国会議員の総力を挙げた、ねばり強い運動が実を結び、衆議院では全会一致で採択され、参議院での採択、法案成立を冷や冷やしながら待っている時期に行われた。

事前に懇談内容を、事務局会で練り上げてから行った。

第1に、愛知における「ブラック企業」の実態と指導について。前に厚労省が長時間労働などさせている「ブラック企業」の全国調査を行った。愛知での結果を聞いた。「ホームページで発表した」と回答した。それによると、時間外労働を80時間以上を行っている企業は、全国は22%で、愛知は44.2%と高いのはどこに原因があり、その職種やどのような指導をしているのかを聞いた。業種別には製造業が多いとのことだった。

一日8時間、週40時間労働のILO基準

も政府は批准していないことや、いつも問題になるのが「36労使協定」。過労死認定基準月80時間、100時間の長時間労働の申告でも受け入れているのか。当局の返答は、「法律にある以上、承る。その上で、指導するところはしている。啓蒙活動もしている」と前回回答とほぼ同じ姿勢だった。これでは過労死はなくせない。監督官庁としてきちんと指導をと強く要請した。

第2は、ホワイトカラーエグゼンプションの動きについて。これは、「残業代ゼロ」「裁量労働制」「成果賃金」など「過労死等防止推進法」とまったく逆の結果に労働者を追いつめる動きであり、どう対応するのか聞いた。こういう問題になると、決まって「本省へ」と出先機関の限界をいうが、こちらもねばり強く訴え続けることが大事だと思う。今回の通常国会では、「生涯派遣」「正社員ゼロ」の労働者派遣法改悪は審議未了・廃案に追い込まれた。共産党が出したブラック企業規制法案は継続審議になった。



労働局の担当者（手前）と事務局員

1時間という懇談時間であり、当局の参加者もいつも変わり、十分な懇談とまではいかない。が、「過労死等防止推進法」が今国会で成立したことをまずは喜び、今後は、実効性のある中身ができるよう引き続き運動が必要だと思った。



うつ病の話 その四 治療の流れ

精神科医 古水 克明

前回の記事では、精神科での最初の診察はどんなふうに進むのか、ということの説明させていただきました。今回は、うつ病と診断がついたら、では治療は実際にどんなふうに行われるか、というお話です。

うつ病はエネルギー不足

うつ病は、脳のバッテリーが切れて、電圧が下がってしまっている状態、と考えるとわかりやすいでしょうか(あくまで、たとえですが)。なにしろ低電圧でかろうじて命令を出していますので、身体が十分にうごいてくれません。朝の気分は、たいてい最低です。目は覚めていても、身体は重く、布団から起き上がることができません。気力を奮い立たそうとしても、思うようにはなりません。頭が働かず、物事を順序立てて考えたり、集中して取り組んだりすることも難しい。能率が落ち、何をするにも時間がかかる。

うつ病になった人がよく言うのは、「なんだか頭が悪くなってしまった」という言葉です。もともと好きだったことをしてみても、心は動かず、何も面白くない。なにかを楽しんだり、面白がったりするだけのエネルギーがないのです。

では、どうしたらもとの状態にもどるのでしょうか。

バッテリーのたとえで言うなら、充電が必要です。つまり、休養です。

生活上の負荷を減らして、休むことで心のエネルギーを貯めるわけです。休むことの治療効果は大きなものです。入院をすると、たいていの人はおどろくほど調子になりますが、それは入院という環境では、いやおうなく休養ができるからです。

逆に言うと、たとえ仕事を休んで家で過ごす

ことにしたとしても、しじゅう会社から仕事のことで連絡があつて指示を出さなければいけないかったり、たまっていた書類をせっせとやったりしたのでは、当然、休養にはなりません。仕事を休めないにしても、できる限り、負荷を減らす必要があります。ちなみに、主婦の方がうつになってしまうと、お家にいては、なかなか十分な休養がとれないことが多いのはおわかりですね。

くすりの話

薬を飲むことも大切な治療です。もちろん、薬さえ飲めばすべてが解決するわけではありませんが、それでも薬は大きな助けになります。

現在、うつ病と診断された場合、お薬の第一選択としては、SSRI、あるいはSNRIというタイプの「抗うつ薬」が推奨されています。商品名で言うと、パキシル、ルボックス、デプロメール、ジェイゾロフト、レクサプロ、トレドミン、サインバルタといったところでしょうか。それぞれ、効果のある薬ですが、うつ病の薬に関しては、どうしても知っておいていただきたいことがあります。

一つは、これら抗うつ剤は、**すぐに効くわけではない**ということです。

飲んだその日から気分がすっきり爽やかになれば、そんなすばらしいことはないのですが、残念ながら現在の医学ではそのような薬はないのです。じゃあ、どれくらいで効いてくるの？ というと、**少なくとも二週間**は見てほしいのです。それも「二週間目には完全に良くなる」というレベルでなく、「なんだか効いてきた」という感じが得られるまでに、二週間なのです。なんだ、そんなものなのか？ と、がっかりする人もいらっしゃるでしょうね…。うつ病の治り方、というものの自体が、「毎日曇り空

が続いていたが、ある日、午後、雲間からちょっとだけ陽が射した。でもすぐに曇ってしまった。そんな毎日が続くうちに、気がついたら、午前中は陽が射すようになった…」こんなふうなものなのです。

二つ目として、そのようにうつ薬が効いてくるためには、続けて薬を飲む必要があるのです。**毎日続けて薬をのむことで、効果が出てくる**という仕組みの薬なので、気分のましな日はちょっとやめておいて、どうにもつらいときだけ飲む、というような飲み方では、抗うつ剤は十分な効果を発揮することができません。このあたりが、頭痛薬などのお薬と飲み方の違うところです。

三つ目に知っておいていただきたいのは、**副反応（副作用）の問題**です。

どんな病気であれ、病院に行って薬を処方されたときに、薬の説明書を見ると、そこにはさまざまな副作用が書かれていますね。それで、怖くなってしまう人もいらっしゃると思います。お気持ちはわかります。「めまい、ふらつき、吐き気、頭痛、便秘、下痢、不眠、眠気…」あまりにいろいろなことが書かれていて、しかも、便秘と下痢、眠気と不眠のように「どっちやねん!」と思わずツッコミを入れたくなるような記載もあったりして…。

「それなら副作用の無い薬を出せばいいだろう」

ごもっともな意見です。しかし、残念ながら、すべての人に全く副作用が出ないという薬はないのです。人間の身体には個人差がかなりあって、同じ薬を飲んでも、眠くなる人がいるかと思えば眠れなくなる人がいて、あるいは便秘になる人がいるかと思えば、下痢をする人がいる。最大量でまったく平気な人がいるかと思うと、最小量でもひどい副作用が出てしまう人がいる。こんなことを書くと、無責任と言われてしまうかも知れませんが、実際のところは、飲んでみないと分からないことが多いのです。ただ、それぞれの薬について、出やすい副作用というのはあるのですが…。抗うつ剤について言えば、それは吐き気だったり、めまいだったり、

下痢だったりするのです。

そして、副作用というのは、困ったことに、飲み始めの早いうちに、たとえば数日のうちに出てくることが多いのです。

抗うつ剤は、効いてくるのに二週間はかかると書きましたね。そうすると、抗うつ剤を飲んで副作用が出た場合、良い方の効果はまだ全く出てこないのに、吐き気やめまいのつらい方の作用だけを感じられるという状態になり、そこで飲むのをやめてしまう方は多くいらっしゃいます。

そのことを責めているわけではありません。ひどい副作用に耐えてなにがなんでも薬を飲み続けろといっているのではないのです。

大切なことは、そのときに、**主治医と相談ができるかどうか**、ということなのです。

もちろん、まず医者側には患者さんの訴えをきちんと聞く姿勢が必要です。

処方の際には、医者からきちんと説明がなければいけません。この薬をのむと、こういう効果が何日くらいで出てきますとか、考えられる副作用にこういうものがありますとか、それを説明した上で、医者は薬を出さないといけないのです。

患者さんとしては、もし薬を飲んで気になることがあったら、それは主治医に伝えてほしいのです。そうしていただけると、薬を変えるなり、量を調節するなり、あるいはそのまま続ける選択肢もあるかもしれませんが、とにかく医者側としても対応することができます。どんな理由であれ、薬が飲めなかったら、そのこともそのまま教えてください。「なんだか眠くなってしまって、どうしても寝る前の薬が飲めなかった」「粉薬は喉に絡む」そんなことでも遠慮なく、医者に言ってください。

治療というのは、患者さんと医者共同して、相談をしながら進めていくものだとは思っています。コミュニケーションがとれない治療関係は、不幸な結果を生んでしまいます。

次回は、薬を使わない治療について書く予定です。

第10回 労働安全衛生中央学校

労働者にとって何が大切か 私たちが学んだこと

ディーセントワークの実現を

愛知健康センター 榑原 清子

5月31日、6月1日の2日間、金沢で行われた労働安全中央学校に、同じ過労死遺族の関岡さんと一緒に参加しました。初めて北陸の地での開催でしたが、石川県内から23名、全国から94名 計117名の参加があり、盛況のため急遽会場が大ホールに変更されました。

学習内容は、

開講講義 「ILOとディーセントワーク」

上岡恵子 ILO駐日代表

記念講演 「ブラック企業時代の労働問題」

ジャーナリスト 東海林 智氏

第一講演 「健康で安全な職場作りを目指して」

丹野 弘氏

第2講演 「職場におけるメンタルヘルス対策」

松浦 健伸氏

第3講演 「快適職場作り・健康仕事作り」

阿部 眞雄氏

開講式、閉講式は福地保馬理事長が行いました。

盛りだくさんでしたが、二人とも労働問題は詳しくなく、ただ遺族として、お互い裁判係争中の身。勉強することで勝利への手がかりを得たく藁にもすがる思いで参加しました。

二人の最も関心のある部分は異なり、私は昨年国連の社会権規約会議で遺族として発言し、また、ジュネーブのILO本部を訪問した経験から、ILO駐日代表の上岡 恵子氏のお話を一番楽しみにしていました。同行の関岡さんは、ご主人の裁判に役立てようと精神科の先生たちのお話を楽しみにしていました。

金沢駅から近い石川県女性センターが会場でした。受付をすませ、中に入ると学習する緊張感がみなぎってきました。パワーポイントなどで用意された講演内容のレジメが渡され、あとは、真剣に学習する場になりました。2日間、しっかり勉強しました。

たくさん学んだ内容を紙面に書ききれませ

るので、一番感じたことを書きます。

それは、ILOの姿勢と日本の厚生労働省、労働局の姿勢の違いです。ILOは労働者の味方、厚生労働省は政府機関の一つということです。訪問して話した時の対応が、全く違いました。昨年5月ILO本部を訪問した時、ILO職員のジョンさんは、遺族の話を聞き、弔意を示し声を震わせて共に嘆息してくれました。

今回、駐日代表の上岡氏も、世界の労働状況を憂い、特に「児童労働にレッドカード」というキャンペーンを紹介し、今回の参加者全員でカードを持ち写真を撮り、HPに載せました。このことでも、労働者を見る観点が違うということが、よくわかりました。広い視野を持ち、様々な立場の方々と連携しながら、人が人としてふさわしく生きる「ディーセントワーク、ディーセントライフ」の実現をしていきたいと強く思いました。貴重な経験をさせていただきありがとうございました。

職場でのメンタルヘルスが大切

過労死家族の会 関岡 恵美子

金沢での労安学校は、一泊二日のハードな勉強会でしたが、参加者はみんな真剣に受講し、質問や意見も多く飛び交っていました。

初日の国際労働機関（ILO）駐日代表の上岡恵子さんの講義は ディーセントワーク=働きたいのある人間らしい労働 でした。

企業からの目線ではなく、労働者にとって何が大切かという内容で、本来当然であるべきことに改めて気づかされた思いでした。

二日目の精神科医師、松浦先生はうつ病をわかりやすく解説され、大変勉強になりました。

うつ病は誰でもなり得る病気であり、現代は職場因子を背景に持つことが圧倒的に多いというものでした。また治りにくく、職場復帰も難しいことが多く、職場でのメンタルヘルス対策の大切さを強く感じました。

健康センターから有意義な体験の機会を与えていただき、ありがとうございました。

地下鉄 六番町駅のアスベスト飛散事故 住民と乗客・勤務員の健康対策を！

愛知健康センター 事務局長 鈴木 明男

2013年12月13日、地下鉄六番町駅構内にある換気機械室内でアスベストを含む吹きつけ材の除去工事中に空気1リットルあたり710本という高濃度で発ガン性の高いクロシドライト（青石綿）が工事区画から駅構内に飛散した。

この事故を受け名古屋労災職業病研究会と愛知健康センターは名古屋市交通局に対して事故の発生原因の究明と駅員、乗客の被曝実態の検証等を文書で要請したが、事故原因の解明が進まず、工事は中止されたままであり、夏場を迎えた構内は吸排気（空調）ができないのではという心配がある。

第1回健康対策検討会を開催

5月10日、交通局は被曝対策の検討会を開催し、今後の対応について医学の専門家から意見を聴取した。

招集されたのは宇佐美郁治氏（旭労災病院副院長）、上島通浩氏（名古屋市立大学大学院教授）、那須民江氏（中部大学教授）、新谷良英氏（大同分析リサーチ環境計量士）、久永直見氏（愛知学泉大学教授）の5氏である。

検討会の座長に選ばれた那須氏は松本サリン事件の疫学調査を行った実績があり、上島氏を副座長に指名した。

アスベスト飛散事故の概要説明

この日の検討会は、交通局営繕課の担当者から、飛散事故の概要説明、事故原因調査の中間報告が行われた。

説明によれば、港保健所が吹きつけアスベスト除去工事現場である換気機械室前で12日に試料採取を行った。その結果、クロシドライトの飛散が確認された。

13日、保健所が前日の12日に換気機械室前で採取した試料から空気1リットルあたりの総繊維数が1000本であることを確認したため、施行業者に工事中止を指導。交通局が機械室扉の目張りの実施やコンコース一部の立ち入り規制を行ったのは夕方、12日の朝から13日の夕方までクロシ

ドライトに駅員や利用客が被曝した可能性がある。

専門医らの提言で交通局に宿題

中間報告を受けた専門家から質問と今後の進め方について活発な意見が出された。久永氏からは「現在でも微量のアスベストの排出が続いているのか否かを知るため重要なので定量測定の下限值を設定してデータ表記の統一を図って欲しい」「作業員6名を検討会に呼んで工事について聞き取りをするのはどうか」という意見が出された。さらに、上島氏から「医学的リスクと不安の問題はイコールではない。不安を低減する措置を取ることは重要で検診の機会を一定の住民、利用者に与えるべきだ」という意見も出された。

次回は7月下旬以降に開催。

望まれる交通局の対応

交通局にとって乗客の安全輸送が必須条件だが、今回の事故は想定されていなかったようだ。しかし、アスベストの飛散にどう対処するかという事前の技術確立は非常に重要である。今回の六番町駅に限らず、市が管理する全ての施設での飛散対策の必要性を感じた。

検討会を通じて、事故時の対応や市民の不安に対する措置等について活発に議論してもらい、全国自治体の中で先駆的なモデルづくりを期待したい。



飛散事故のあった換気機械室前（エレベーターの左）。仮覆いが張り巡らされている。

事前の対応で休職を避ける

教職員対象のカウンセラー活動

一宮センター春の健康学校

6月1日、「一宮健康センター」の”春の健康学校”が行われました。岐阜県や名古屋からの参加もあり32人参加。

講師は埼玉県川口市学校教職員メンタルヘルスチーフカウンセラーの土井一博さん。市内の学校を巡回訪問し、現職の先生の相談にあたる活動を紹介されました。

学校職場では長時間・過密労働が多く、管理職の安全配慮はきわめて不十分です。何ら対応もされず放置されてしまいます。巡回訪問では、体調不良の教員を対象にカウンセラーを行ない、事前の対応で休職を避ける効果があると言います。

「危機介入の面接」を年間30人から40人行っています。(川口市対象職員 3000人) 「危機介入の面接」とは、1ヶ月に休暇などが3日以上ある。仕事のミスが多い。授業に遅れる。情緒不安定。子供とのコミュニケーション不全。などが見



講演中のカウンセラー・土井一博先生

受けられる場合に行われます。

成果は間違いなくあるけれど、教育委員会などの理解が十分得られず。現在「日本教職員メンタルヘルスカウンセラー協会」を立ち上げ、その普及に取り組んでみえます。

参加者の多くが教員および経験者で興味深く話に聞き入っていました。

(文責) 吉川正春



次代を担う労働安全衛生学校

日時決定 9/27、10/25 いずれも土曜日 13:30

昨年の教訓を活かし、楽しく、ためになる教室の準備をしています。
あなたも実行委員会に参加し、意見を出して下さい。一緒に作りましょう。

長時間労働 10 人に一人が 100 時間超

愛知県高等学校教職員組合 副執行委員長 片山 太志

2009 年 9 月 29 日、学校に 1 人で残って仕事をされていた岡崎商業高校の風岡義広先生が、意識不明の状態であって倒れているのを 23 時半過ぎに巡回中の警備員が発見し、救急車で病院に搬送されましたが、意識の戻らないまま 10 月 3 日に亡くなりました。死因はくも膜下出血でした。

原因は長時間・過密労働

風岡先生は、情報処理科主任として、間近にせまった中学生体験入学の準備に追われていました。また、校内ネットワーク管理者として生徒全員のパソコン管理や教員の機器のメンテナンスや相談に携わり、かつ、全国大会準優勝など実績のある情報処理部顧問でもあり、平日の業後だけでなく、土曜・休日も指導にあたり、学校 HP の更新もするなど、大変多忙な毎日を過ごしていました。

直近一ヶ月の時間外労働の時間は、把握できているだけで過労死認定基準である月 100 時間を超えていました。こうした実態から風岡先生の死亡は、長時間におよぶ時間外労働による疲労の蓄積が原因であり、公務災害であることは衆目一致したものであると考えます。しかしながら、2012 年 1 月、地方公務員災害補償基金愛知県支部（支部長大村秀章）は、風岡先生のご遺族が行った公務災害申請に対し、「公務外」の災害とする認定を行いました。

基金支部、審査会も公務外

これに対して、ご遺族の了解を得て、弁護士にも依頼し、全教職員署名・資金カンパにもとりくみ、職場からの意見陳述も行い、不服審査請求をすすめてきましたが、2013 年 1 月、審査会はこれを

棄却しました。規定に照らし、弁護士、遺族の方と協議した結果、基金本部に再審査請求することになりました。主な争点は、情報処理検定の監督業務の公務性と業務時間についてです。学校長の承認がないこと、監督業務を拒絶できなかったとは言えないとしたこと、兼職・兼業届で給与とは別に対価を受領していることから、試験監督を公務と認めず、時間外勤務時間数を計 91 時間 15 分までしか認定しなかった点です。東京での口頭意見陳述、分会団体署名の提出にとりくみましたが、これもまた請求棄却とされました。これらは、学校現場の実態や教員の仕事の特殊性、約 10 人に 1 人が 100 時間以上の時間外勤務を行う（2012 年度在校時間記録簿による県教委集約結果）など恒常的な時間外勤務を行っている教員の労苦に背を向けるものであり、被災者本人及び遺族を救済するという公務災害補償制度の趣旨にも反するものといわざるを得ません。

遺族補償と長時間労働を裁判で

その後のとりくみについて、弁護士、遺族の方と協議し、風岡先生の現職死亡が公務災害と認定されることは、遺族の方々への補償のためだけでなく、県立学校における深刻な時間外勤務の実態を明らかにしていくために大きな意義を持つものであるとして、名古屋地裁に提訴することとしました。

第 1 回公判は 5 月 7 日に行われ、27 名が傍聴席をほぼ埋めることとなりました。第 2 回は 6 月 30 日に行われます。今後、長期にわたる裁判闘争となることが予想されますが、公務災害として認定されるよう、弁護士・遺族の方々とともに尽力していきます。

いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。
公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。
あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

鳥居裁判―最高裁 豊橋市中学教員部活動中に倒れ、公災認定を求める 毎月最高裁への要請行動	ピザ宅配業務過労死事件-津地裁 月100時間労働労災認定、謝罪の求め損害賠償請求 8月7日（木）16:30 四日市支部
レストラン霞監禁賃金不払い事件一名古屋地裁 ネパール人ヒラ・タラ賃金不払い請求 7月10日（木）10:30 原告本人尋問	岡崎商業風岡事件-名古屋地裁 長時間過密労働 公務外取り消し請求 8月7日（木）13:15 弁論
高比良裁判―名古屋地裁 デンソー労働者労災認定、会社に損害賠償請求 7月22日（火）13:10 弁論	元自衛官公災、損害賠償裁判―名古屋地裁 イラク派遣中の事故、国を相手に損害賠償請求 8月29日（金）13:30 弁論
豊田通商過労自死事件―名古屋地裁 身体障害1級転勤悩み自死 損害賠償請求 7月23日（水）15:00 名古屋地裁1103号法廷	足場材過労死損害賠償事件―岡崎支部 長時間労働で労災は認定損害賠償請求 9月4日（木）10:30 結審 岡崎支部304号法廷
梅村うつ病退職損害賠償事件一名古屋地裁 うつ病は労災認定損害賠償を求める 7月28日（月）10:00 証人尋問	青果会社パワハラ自死事件-名古屋地裁 パワハラを認め労災認定、損害賠償請求 9月5日（金）13:30 弁論原告陳述
パワハラ自死事件―名古屋地裁 寺井土木取締役、パワハラで自死労災申請 7月29日（火）11:00 争点整理	新日鉄住金名古屋人権裁判―名古屋高裁 労働者の労災付加給付、差別の改善を求めた裁判 9月8日（月）13:30 鳴海障がい者裁判 進行協議 9月22日（月）14:30 鳴海障がい者裁判 15:50 手塚思想差別裁判
市バス運転士山田事件―名古屋地裁 職場のパワハラで自死、公災認定を求めて 7月30日（水）10:30 弁論	岐阜市役所伊藤事件―岐阜地裁 上司のパワハラによる自死 公災認定請求 10月16日（木）10:30 弁論 岐阜地裁304号法廷
三輪過労死事件-名古屋地裁 テー・エス・シー労働者長時間過密労働死労災認定請求 7月30日（水）11:30 弁論	※弁論は法廷 争点整理は2階会議室
県信用組合鈴木一名古屋高裁・地裁 名古屋高裁は損害賠償 地裁はうつ病労災認 8月5日（火）13:10 弁論	
吉田裁判―名古屋地裁 アイシン労働者腱鞘炎で労災裁判、私傷病解雇 8月5日（火）15:00 弁論	

第24期 愛知健康センター総会

と き 8月30日(土) 午後1時30分～

ところ 労働会館

講 演 過労死等防止対策推進法成立

安倍政権が狙う労働者の働かせ方 等をテーマに検討中

エッセイ

なぜか 「ゆううつ」

事務局員 竹久 憲一郎

2013年1月26日 稲沢に借りている畑の帰り道、渋滞停車中に10トントラック(ダンプ)に追突されました。車は玉突き状態となり全廃となりました。私は脳震盪をおこし救急搬送され16日間入院しました。幸い(必ずしも幸いではありません。)CT、MRIなどの検査で異常は認められず退院しました。首肩腰などの痛みはひいてきましたが、複視、四肢の痺れ、ふらつき、耳鳴りがあり現在も脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、ペインクリニックへ通院しています。7月に症状固定とし後遺障害12級(耳鳴り)の認定を受けました。しかし、複視は認められませんでした。

平成16年にも追突事故にあい14級となりました。このときの教訓は、いわゆる「むち打ち」の神経症状は自覚症状によるところが大きく、医学的所見(CT、MRIなど異常)がある場合でも10級か12級というところですよ。自覚症状主体となると14級が認められるかどうかというところですよ。折れてる、切れてる、血が出てるといことがなければ後遺障害をなかなか認めてもらえません。整形外科医はすぐに経年的変化といいます。年をとった者にはきつい言葉です。保険屋にいたっては「賠償神経症」などとおっしゃいます。

NPO交通事故110番サイトによると、「東京海上日動火災保険傘下の東京海上メディカルサービス株式会社は、現役の医師を役員として、交通事故外傷と後遺障害について積極的な意見展開をしています。その中の、外傷性頸部症候群(むち打ち)について説明しています。患者の多くは医学的な所見以外に複雑な背景を有しているとして、このような患者の中には医師にXPやMRI上の異常所見を指摘されると更に被害者意識を募らせるケースが高いので、画像所見の説明に当たっては、先ず年齢的な変化であることを十分に説明し不安感を増長させることのないようにと念を入れた説明がなされています。なお、この研究は日本損害保険協会の委託で実施されたものです。「猿を使った実験では、交通事故受傷で椎間板ヘルニアは発生しない？」当初は、ずいぶん乱暴な意見展開でありました。」とあります。猿と一緒にされてはたまりませんね。

そうそう労働保険審査会の会長は伊藤博元(日医大整形外科教授)です。気になるのは常勤委員木村亨です。東京海上日動保険の専務執行役員にも同じ名前があるのですが・・・



満蒙開拓平和記念館前で著者(左)

当面の日程

月 日	事 項	時間・場所
7月7日（月）	事務局会議	10:00～ 事務所
10日（木）	大迫支援する会事務局会議	19:00～ 津島民商
13日（日）	ホームに柵宣伝	10:30～ 金山駅
	倉田「アジサイの集い」	刈谷
15日（火）	高比良支援総会	18:30～ 労働会館
17日（木）	池田支援事務局	18:30～ 事務所
	関岡事務局	19:00～ 岡崎
18日（金）	アスベスト対策愛知連絡会	14:00～ 労働会館
22日（火）	事務局会議	10:00～ 事務所
24日（木）	関岡弁護士会議	16:30～ 共同法律事務所
	労安教室実行委員会	18:00～ 事務所
	三輪弁護士会議	10:00～ 水野法律事務所
25日（金）	弁護士・センター交流会	18:00～ 事務所
26日（土）	ユニオン学校	18:30～ 全港湾会議室
30日（水）	ユニオン共同行動宣伝	18:00～ 名古屋駅前
	全国センター理事会	東京
8月1日（金）	出前講座	山口自治労連
4日（月）	事務局会議	10:00～ 事務所
	中電鈴木弁護士会議	15:00～ 共同法律事務所
8日（金）	三輪世話人会議	19:00～ 安城文化センター
18日（月）	事務局会議	10:00～ 事務所
30日（土）	愛知健康センター24期総会	13:30～ 労働会館
9月7日（日）	関岡支援する会総会	13:30～ 岡崎セキレイホール

＜事務局からのお知らせ＞

・今回から裁判日程は14ページに統一しました。

・3ヶ月ころ前からセンター事務所で迷子になっています。女性用、厚手の帽子です。
心当たりの方は連絡してください。

